

神奈川県監査委員公表第9号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年6月25日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 長 田 進 治
同 近 藤 大 輔

1 措置の対象となった監査の結果

令和7年10月8日神奈川県監査委員公表第17号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会議局、教育委員会、人事委員会及び公安委員会を除く2か所（既報告の14か所を除く。）に係る2事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
保健医療部医療整備・人材課	令和7年8月21日（令和7年7月8日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業、補助金額2,819,000円）の交付に当たり、補助対象経費に含まれない費目が計上されていることを看過したため、交付額が11,000円過大となっていた。	不適切事項については、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱の規定からは、「歯科衛生士・歯科技工士の業務内容の普及啓発事業の実施経費」の補助対象経費として読み取ることができない旅費を含めていたことによるものであり、令和8年3月25日に当該要綱を改正し、別表に規定する補助対象経費に旅費を追加した。 今後は、このようなことがないよう、当該要綱に基づいた運用を遵守することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
保健医療部健康増進課	令和7年8月21日（令和7年7月10日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（健康増進事業、補助金額2,819,000円）の交付に当たり、補助対象経費に含まれない費目が計上されていることを看過したため、交付額が11,000円過大となっていた。	不適切事項については、県及び補助事業者双方が「神奈川県

	員調査)	金事業費補助金（歯科衛生士確保育成事業（在宅歯科口腔咽頭吸引実習事業））の補助額の算定に当たり、補助事業に係る総事業費から受講者からの負担金収入を控除すべきであるにもかかわらず、交付申請書及び実績報告書に添付する様式では、これを控除しないこととしていた。このことにより、補助金の交付額が108,000円過大となっていた。	地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱」における補助額の算定方法を誤認していたことによるものであり、過大に交付した補助金については、令和8年2月18日に県に返納された。また、交付申請書及び実績報告書に添付する様式については、受講者からの負担金収入を控除するよう、令和7年9月12日に改めた。 今後は、このようなことがないよう、交付要綱及び補助事業に係る収支の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	------	---	---